

総合評価書

平成20年3月

評価対象名	障害者雇用促進法に基づく障害者雇用対策の見直し
主管部局・課室	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課
関係部局・課室	

1. 関連する政策体系

基本目標	IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
施策目標	3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
個別目標	4	障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職の促進を図ること
個別目標	5	障害者雇用率制度の厳格な運用を通じて障害者の雇入れの促進を図ること
個別目標	6	雇用・福祉等との連携等による障害者の就労支援の強化を図ること

2. 評価の契機等

<ul style="list-style-type: none">○ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第81号）の法律案策定の際の労働政策審議会意見書（平成16年12月15日）（別紙1）及び同法律案に対する附帯決議（別紙2）において、短時間労働や派遣労働に対応した障害者雇用について、その促進を図る観点から検討し、必要な措置を講ずるよう求められているところである。○ また、「成長力底上げ戦略（基本構想）」（平成19年2月15日成長力底上げ構想チーム）（別紙3）において、『「福祉から雇用へ」推進5か年』計画を新たに策定し、実施することとされており、これに基づき策定された同計画において、短時間労働や派遣労働に対応した障害者の雇用促進、中小企業における障害者の雇用促進等のための障害者雇用促進法制の整備を行うこととされている。

3. 評価の方法等

(1) 評価の観点

<p>以下のような課題に対応するために障害者雇用対策のあり方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 近年の中小企業における障害者の雇用が低調である状況を改善するとともに、中小企業においても、障害者の雇用に率先して取り組む企業と障害者の雇用が進んでいない企業との間での経済的不均衡の調整を行う必要がある。○ 障害者の短時間労働者については、障害者のニーズ等も踏まえ、働き方の選択肢を拡大して、障害者雇用の促進を図る必要がある。○ 派遣労働については、現在、派遣労働者として働く障害者は少数であるが、派遣労働で働くことを希望する障害者もいることから、働き方の一つとして、適切に派遣労働により働くことができるようにする必要がある。

(2) 収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いて行った分析・測定の方法

- 平成18年7月から平成19年8月まで以下の3つの研究会において、障害者雇用対策の見直しの検討が行われた。
 - ・ 多様な雇用形態等に対応する障害者雇用率制度の在り方に関する研究会
 - ・ 中小企業における障害者の雇用の促進に関する研究会
 - ・ 福祉、教育等との連携による障害者の就労支援の推進に関する研究会
- また、平成19年9月以降、労働政策審議会障害者雇用分科会において、障害者雇用対策の見直しの検討が行われた。
- 3研究会及び障害者雇用分科会において、以下の者に対してヒアリングを実施した。
 - ・ 短時間労働者の割合が高い企業、障害者を雇用する中小企業
 - ・ 日本人材派遣協会
 - ・ 派遣元事業主（障害者の紹介予定派遣を行っている事業主も含む。）
 - ・ 就労支援機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター）
 - ・ 公共職業安定所
 - ・ 社会福祉法人、NPO法人
 - ・ 中小企業で働く障害者
 - ・ 地方公共団体、特別支援学校 等
- さらに、平成18年に労働者派遣事業における障害者雇用の現状を把握するため、以下の者を対象とした「労働者派遣事業における障害者雇用状況に関するアンケート調査」を実施し、同調査の結果を多様な雇用形態等に対応する障害者雇用率制度の在り方に関する研究会に提出した。
 - ・ 派遣元事業主（有効回答；553）
 - ・ 派遣先（有効回答；266）
 - ・ 障害者である派遣労働者（有効回答；124）
- なお、3研究会及び障害者雇用分科会に以下の調査等に基づく資料等を提出した。
 - ・ 障害者雇用実態調査（5年に1回）
 - ・ 障害者就業実態調査（5年に1回）
 - ・ 障害者雇用状況報告（毎年）

4. 評価結果等

(1) 評価結果（問題点及びその原因）

- 平成18年7月以降3研究会において、それぞれのテーマについて検討が行われ、平成19年8月に各研究会の報告書が取りまとめられた。（検討経緯は別紙4～6）
- 平成19年8月から、障害者雇用分科会において、障害者雇用対策の見直しについて、10回にわたって検討が行われ、平成19年12月19日に「労働政策審議会意見書 今後の障害者雇用施策の充実強化について－障害者の雇用機会の拡大に向けて－」が取りまとめられたところである。（検討経緯の詳細は別紙7参照）
- このうち、短時間労働への対応については、障害者のニーズが相当程度あるところであり、働き方の選択肢を拡大しながら、障害者雇用を進めるために、短時間労働を雇用義務の対象とすることが適当とされた。
- また、中小企業における障害者の雇用の促進については、障害者雇用納付金制度が本来中小企業にも適用されるものであることや近年の中小企業における障害者雇用の状況等を踏まえ、一定範囲の中小企業に対し、障害者雇用納付金制度を適用し、経済的負担の調整を行うことが適当とされた。
- なお、派遣労働への対応については、希望する障害者もいることから、働き方の選択肢の1つとして、適切に派遣労働により働くことができるようにすることが必要であるが、派遣先に一定のインセンティブを与えることについては、現時点では、派遣労働に対する障害者の理解やニーズの同項を慎重に見極める必要があるとされた。
- このほか、意見書の内容については、別紙8のとおりである。

(2) 今後の検討の方向性

- 上記意見書を踏まえ、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を第169回通常国会に提出するとともに、同意見書を踏まえ、引き続き、障害者雇用施策の充実強化について検討していくこととしている。

※ 以下は、原則としてフォローアップ時に記入する。

5. 評価結果の反映状況

--

6. その他

(1) 評価の実施過程において明らかになった課題

--

(2) 外部有識者等の活用状況

--

(3) パブリックコメント等を行った場合はその意見

--